



北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道労働局一般公示第3号

北海道地方最低賃金審議会は、北海道最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、北海道の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年7月22日までに、北海道地方最低賃金審議会（札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎北海道労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年7月1日

北海道労働局長 村松 達也